

岡崎市随意契約見積心得

(趣旨)

第1条 この心得は、岡崎市が行う工事、業務及び物品購入（オープンカウンタの実施によるものを除く。）等の随意契約の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りを依頼された者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(公正な見積りの確保)

第2条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。見積合せであっても談合行為は入札談合と同様に取り扱われる。他者分の見積書を合わせて提出することなど、談合が疑われる行為が発覚した場合は、双方の見積書を無効とし、捜査機関へ情報提供する場合がある。

2 見積者は、自社の見積作成にあたって、他の事業者と見積価格及び見積意思の有無等の事前相談を行ってはならない。

(見積合わせの取りやめ等)

第3条 見積者が前条の行為を行った場合や疑われる情報が寄せられた場合、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 見積合わせに際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(見積書の提出等)

第4条 見積者は、市の見積依頼書及び設計図書（設計書、図面、仕様書等の図書を総称していう。以下同じ。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、見積りしなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 見積者は、提出期限までに見積書を提出しなければならない。なお、提出方法はメール又はFAXによる方法により行うことを原則とする。ただし、郵送、持参による提出を禁止するものではない。

3 見積書は、楷書で明瞭に記入しなければならない。なお、見積書に記載する金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入しなければならない。

4 見積りをした者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

5 市から特段の指示がない場合においては、提出時に封入は必要としない。

(無効の見積り)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (2) 見積者の商号又は名称及び代表者氏名の記載が不明瞭で、見積者を特定できない見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 設計図書の条件と異なる見積り

(見積りの辞退)

第6条 見積者は、見積提出期限までは、いつでも見積りを辞退することができる。

- 2 見積者は、見積りを辞退しようとするときは、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を契約担当者等に提出するものとする。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(契約の相手方の決定)

第7条 見積りをした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を契約の相手方とする。

(再度の見積書提出)

第8条 提出された見積書に予定価格を満たすものがないときは、必要に応じ再度の見積合わせを依頼する。

- 2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあっても、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(同価の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、再度見積りを依頼するか、市が指定する日時及び場所において、当該見積者がくじを引き契約の相手方を決定する。

- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(契約書の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、契約の相手方は、市から交付された契

約書に記名押印し、岡崎市契約規則（平成 22 年 3 月 16 日岡崎市規則第 2 号）第 28 条に定められた期間内に、これを市に提出しなければならない。

- 2 契約の相手方が、市の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。
- 3 契約書の作成を省略する場合においては、契約の相手方は、すみやかに請書その他これに準ずる書類を市に提出しなければならない。ただし、市がその必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（契約保証金等）

第 11 条 契約の相手方は、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）が 500 万円以上の工事請負契約を締結する場合は、契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる契約の保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険証券を寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（3） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（4） この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

（異議申立て）

第 12 条 見積りをした者は、見積り後、この心得、設計図書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。